

一括伝送方式事前取決事項並びに地方税共同 機構が開発するWebシステム及びAPIについて

地方税共同機構

一括伝送方式への対応について

- QRコードを用いた金融機関の窓口収納の実施にあたり、参加金融機関より地方税共同機構に「承諾・回答書（追加・変更分）」を提出いただく。（当機構では、MPNの参加金融機関をD方式で募集。取扱条件は、幹事金融機関から開示。）
- 以下に記載の一般的な事前取決事項の他、QRコードの利用に関して、特に定めるべき事項が発生するものと認識、今後調整いただく必要がある。

例:QRコード破損等による読取エラー時の処理方法 等

【一括伝送方式 事前取決事項の例】

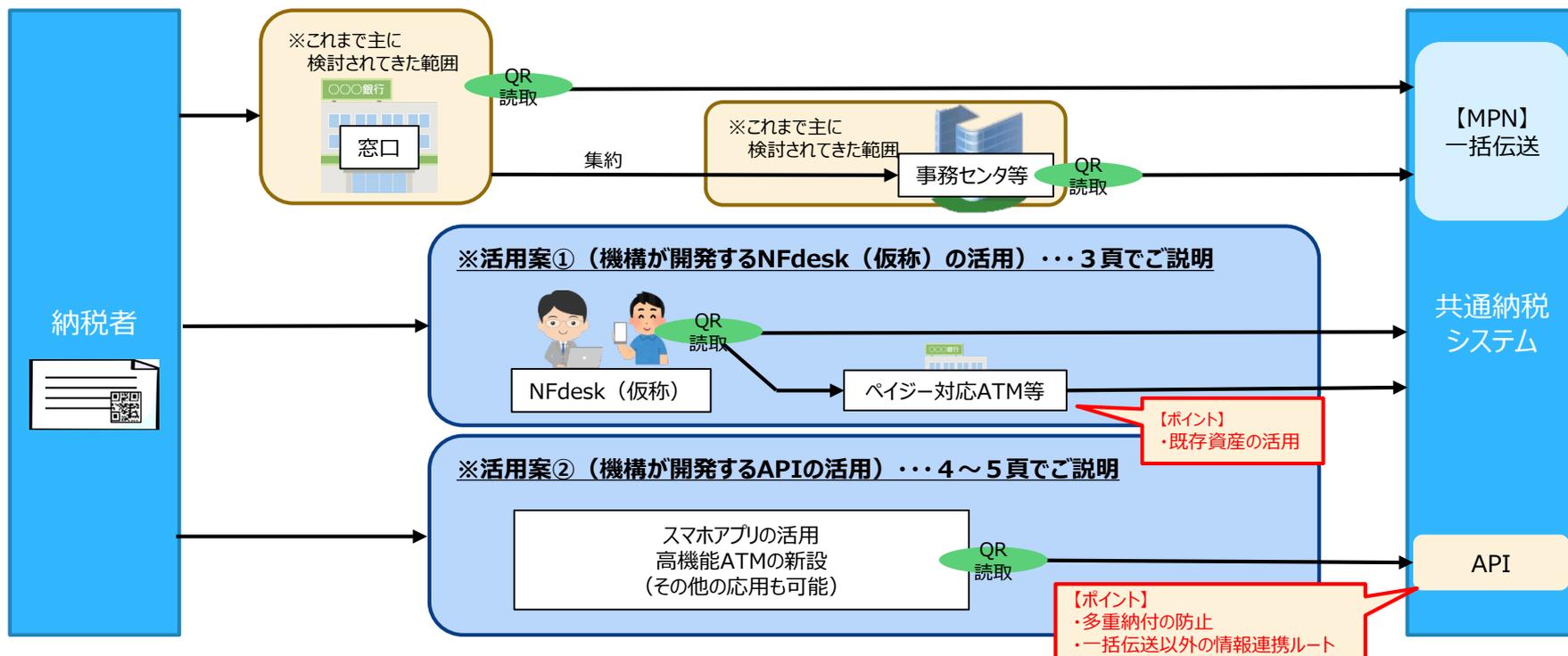
第1回検討会例示事項を踏まえ別紙案を作成

1. 一括伝送データ 送信期限等の運用ルール
2. 一括伝送データの運用ルールを守れない場合の連絡方法・対応方法
3. 一括伝送方式でエラーが発生した場合の運用方法
4. 派出収納等のケースで収納済請求書をオンライン消込できない場合の運用
5. 払込取扱票の保管期間・保管方法
6. 他店券金額の通知要否
7. 不渡り発生時の運用方法
8. 再委託金融機関での収納に対する店舗番号の設定内容
9. 消込電文・一括伝送データへの入金日の設定
10. 詳細表示・詳細印字の実施有無
11. 通帳印字内容

【背景】

- 金融機関窓口納付における地方税統一QRコードの活用については、全ての地方団体と金融機関が対応することで効果が最大化される仕組みであり、第2回QRコード活用検討会において各機関から進捗状況等について報告されている。
- 地方税共同機構においては、地方税統一QRコードを活用した「eLTAX操作」及び「スマホ操作」に対応するため、Webシステム（以下「NFdesk（仮称）」という。）及びスマートフォン（以下「スマホ」という。）アプリ向けAPIの開発を進めている。
- **NFdesk（仮称）及びスマホアプリ向けAPIについては、金融機関窓口における納付の場面においても、有効活用いただくことが可能**と考えられることから、その概要及び想定される活用シーンについてご説明する（地方団体にとっても、多重納付防止や納付情報の即時連携が可能となる点でメリットがあるものと認識している）。

【地方税共同機構が開発しているNFdesk（仮称）及びスマホアプリ向けAPIの活用イメージ】



【NFdesk（仮称）の機能概要】

共通機能

- ログインなしのゲスト利用が可能
- 納税者の操作により複数の納付書の情報を読み込んで、1度の納付手でまとめて納付することが可能
- QRコードが付されていない納付書についても、キー情報（案件特定キー等）の記載があれば納付手続を行うことが可能

PCの場合に利用できる機能

- QRコードリーダーにより、QRコードの読取が可能 ※内蔵カメラについては検証中
- 利用可能な納付方法は以下のとおり

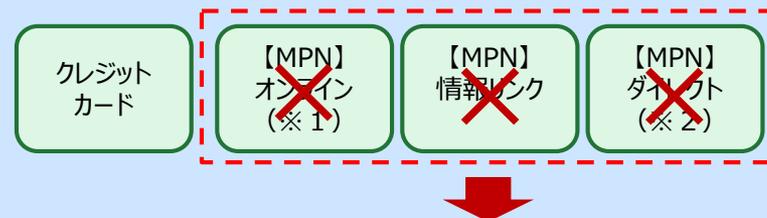


※1
ペイジー対応の納付方法（ATM・インターネットバンキング・窓口対応）で活用可能な情報（収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分）を発行する機能を指す。したがって、NFdesk（仮称）でQRコードを読み取り、当該機能で発行した情報を、ペイジー対応ATM等に手入力して納付することが可能。

※2
口座情報を特定するために、利用する場合にはログインが必要となる。

スマートフォンの場合に利用できる機能

- 内蔵カメラにより、QRコードの読取が可能
- 利用可能な納付方法は以下のとおり



スマホを利用した個人利用者の納付は、民間事業者が提供するアプリケーションの利用が主流になると想定していることや、短期間でのシステム開発という条件の中で確実な機能提供を行うことを最優先に、令和5年4月時点においてはMPN関連の納付手続への対応は実施しない予定（将来的に利用者ニーズを踏まえて機能拡張を検討することを想定）

注：市場調査の結果を踏まえ、変更する可能性あり

【想定される活用シーン】

- NFdesk（仮称）は、無償で利用できる納税ツールとしてインターネット上に公開することから、金融機関窓口において納税者自身に本システムを利用いただくことも可能である。
- 金融機関窓口においてNFdesk（仮称）を活用いただく場合は、インターネット接続可能な端末やタブレットを窓口を設置いただき納税者への操作支援を行っていただくことや、納税者自身のスマホ等で納付操作を行うように案内していただくことが考えられるのではないかと。
- なお、NFdesk（仮称）による納付操作は自宅からでも可能なことを説明いただくことで、納付手続きを目的とした店舗への来店を減らすことも期待できるのではないかと。

【スマホアプリ向けAPIの概要】

- スマホアプリ向けのAPIは、公募条件を満たした事業者であれば無償で利用できるものとして提供することを予定している。
- 具体的には、主に以下2つのAPIを開発する予定である。

APIの詳細は、12月上旬を目途にRFI資料として検討案を公開予定

API①（照会）

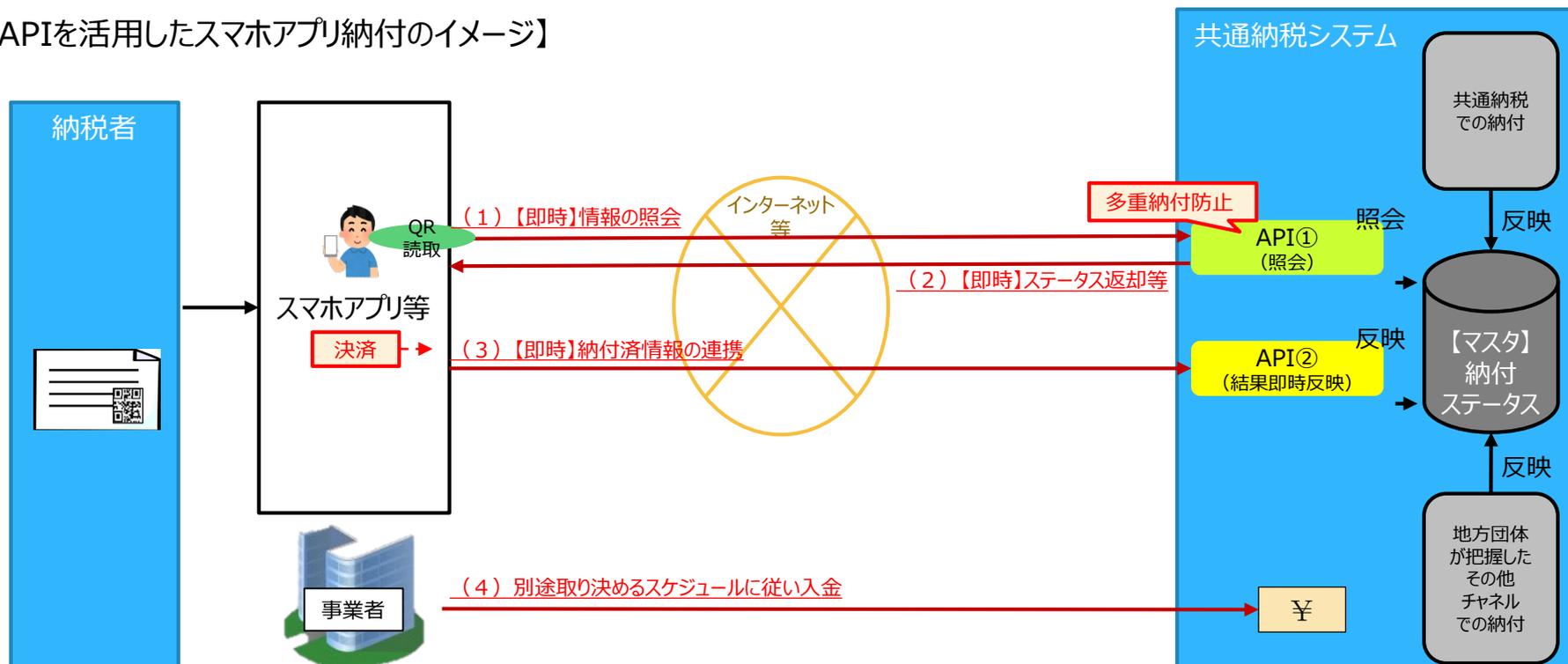
QRコード読取結果に基づき、当該納付書の納付可否（ステータス）等を照会するためのAPIを提供する。このAPIを活用することで、収納チャネルを跨いだ多重納付防止を実現する予定である。共通納税システム以外の収納チャネルで納付が行われた場合に、地方団体が可能な限り速やかに納付ステータスを最新化することで、収納チャネルを跨いだ多重納付防止を実現できるものと想定している。

API②（結果即時反映）

納付（決済）情報を共通納税システムに連携し、納付ステータスの即時反映や入金予定日を通知するためのAPIを提供する。

※スマホアプリで決済された資金については、別途取り決めるスケジュールに従って地方税共同機構へ入金いただく予定。

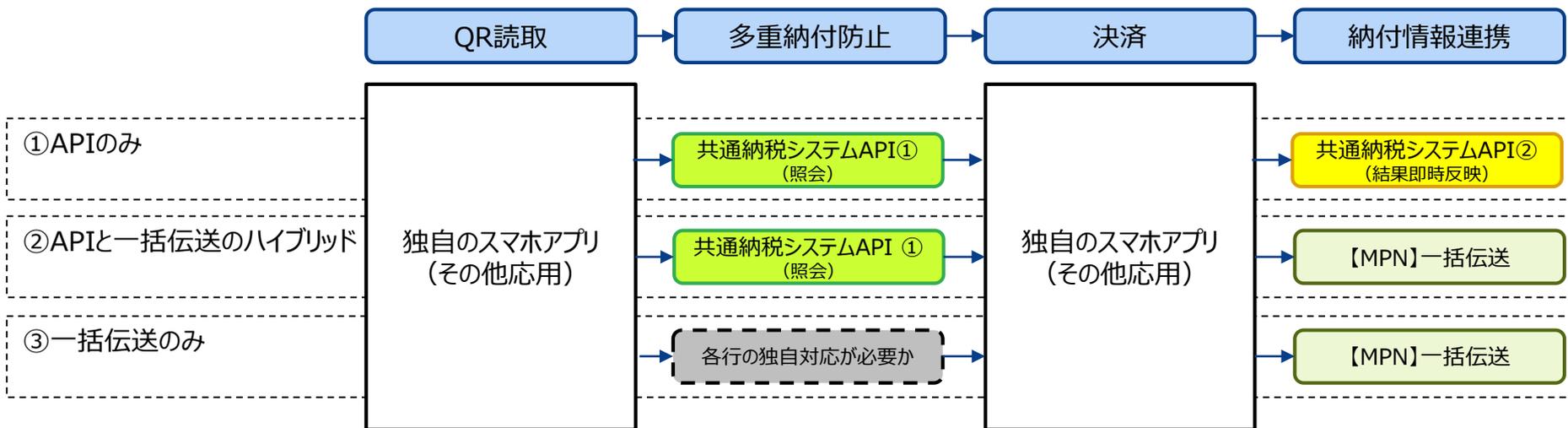
【APIを活用したスマホアプリ納付のイメージ】



【想定される活用シーン】

- 金融機関窓口や事務センター以外でのQRコード読取手段として、各金融機関独自のスマホアプリの活用やQRコード読取が可能な高機能ATMの新設といった非対面チャネルにおける地方税統一QRコードの活用も一部金融機関にて検討されていると認識している。
- 対面チャネルである窓口収納と異なり、非対面チャネルでは納税者の手元に納付書が残るため、多重納付が発生しうる環境であると認識している。現在のスマホアプリによるバーコード読取を活用した納付においても、多重納付防止の取組が行われているものと認識している。
- この点、各金融機関独自のアプリにおいて多重納付防止のための仕組みを実装いただくことも可能であるものの、地方税共同機構が提供するAPIを活用いただくことで、開発コストの合理化や収納チャネルを跨いだ多重納付防止が可能となると考えられる。
- 地方税共同機構が提供するAPI②（結果即時反映）の活用が検討可能な場合には、地方税統一QRコードを活用した納付情報の連携が可能となる。（地方税共同機構が管理する納付ステータスに速やかに反映可能なため、副次的な効果として、地方団体への速やかな納付情報の連携にもつながるものと認識している。）
- ただし、この連携手段を活用いただく場合は、多重納付防止のためにAPI①（照会）の利用もセットで実施いただく想定である。
- これらを踏まえると、金融機関における非対面チャネルでの処理ルートとして、以下の3ルートが考えられるか。

【金融機関における非対面チャネルでの処理ルート（想定）】



項番	項目	概要	取決事項（案）	考え方
1	一括伝送データ（消込データ）の運用ルール	一括伝送データ（消込データ）の送信期限等の運用ルールを取り決める。	<p>【ゆうちょ銀行以外の金融機関に係る送信期限の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者が金融機関窓口で支払いを行った日の2営業日後までに送信する。ただし、可能な限り、納税者が金融機関窓口で支払いを行った日の翌営業日中に送信する。 <p>【ゆうちょ銀行に係る送信期限の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者が窓口で支払いを行った後、当該店舗から納入済通知書をゆうちょ銀行事務センターに送付する。納入済通知書を当該事務センターで取りまとめた日の翌営業日に一括伝送データを送信する。ただし、可能な限り、納税者が金融機関窓口で支払いを行った日以降、速やかに送信する。 	<p>【ゆうちょ銀行に係る送信期限等に関する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうちょ銀行においては全国に多数の店舗を設置しており、現行のマル公帳票における実績を踏まえると、他の金融機関と同様の送信期限を取りめることが事実上困難。 ・なお、地方税統一QRコードによる収納はマル公帳票が対象となり、貯金事務センターでの取りまとめ日程は現在のマル公帳票と同様となる予定である。 <p>※ゆうちょ銀行のカク公帳票については、地方税統一QRコードによらず、令和6年度以降も現行と同様のカク公帳票としての処理（MTサービス等）が継続される予定である。</p>
2	一括伝送データ（消込データ）の運用ルールを守れない場合	データ送信不備など、取り決めた一括伝送データの運用ルールを守れない場合の連絡方法・対応方法を取り決める。	<p>【送信期限超過時の連絡に係る取扱い】</p> <p>（基本対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入済通知書の移送が遅延したこと等の事情により、送信期限を超過する案件が発生した場合において、金融機関から地方団体に対してその旨を連絡することは、以下の場合を除き不要とする。 <p>（大規模な遅延のケース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等により大規模な遅延が発生する場合においては、当該金融機関から地方税共同機構へ連絡する。地方税共同機構は、ホームページ等に情報を掲載することにより地方団体へ周知する。 <p>（個別事案が特定できるケース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該金融機関から対象の地方団体へ連絡する。この際に、金融機関は原符片等に記載されている情報に基づき対象の地方団体へ連絡し、協議する。対処方法については、QRコード破損等による読取エラー時の処理方法を参考に協議する。 <p>（金融機関-地方税共同機構間でのシステム障害のケース）</p> <p>当該金融機関と地方税共同機構の間において連絡を行い、事象の解消を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構は、ホームページに障害情報を掲載すること等により地方団体へ周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方団体及び金融機関双方の連絡事務負担を勘案、基本対応として送信期限の超過についての連絡を不要とする。 <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入済通知書の移送又は事務センターの処理能力に起因する送信期限の超過については、金融機関において当該超過する納付案件を特定して連絡することは事実上困難と考えられる。 ・事務センターにおいて対象の案件を特定し地方団体へ連絡することとすると、さらなる送信期限の超過を招くと考えられる。 ・広域的な大規模災害の場合、地方税共同機構の判断でホームページ等に情報を掲載することもあるが、地方税共同機構による覚知が困難な場合もあることから、ホームページ掲載状況等を確認の上、金融機関から地方税共同機構へ連絡すること。 ・なお、発生頻度は少ないと考えられるものの、窓口において納入済通知書片と領収書片の取り違えが発生した場合等、個別事案が特定できるケースにおいては、原符片等により当該納付案件及び地方団体の連絡先を把握し、金融機関から地方団体へ連絡する方法をとる。
3	収納機関で消込エラーが発生した場合の運用方法	一括伝送データを送信後に収納機関における消込処理でエラーが発生した場合の連絡方法・対処方法を取り決める。	<p>【地方税共同機構における消込処理にエラーが発生した場合に係る取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構において、受信した一括伝送データの不備等に起因し、地方団体へ配信する収納情報の作成においてエラーが発生した場合には、地方税共同機構から当該金融機関へ連絡し、データ不備の確認等を行い事象の解消を図る。 <p>【地方団体における消込処理にエラーが発生した場合に係る取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方団体において納付案件を特定できず消込処理が行えない事象が発生した場合においては、地方団体は地方税共同機構へ連絡する。地方税共同機構は、対象の案件を特定した上で原因の切り分け等を行い、必要に応じて地方団体又は金融機関に連絡し、事象の解消を図る。 	<p>（ケース毎で場合分け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括伝送データの受信は地方税共同機構で行うため、当該データの不備に起因する消込エラーについては、金融機関と地方税共同機構の間で連絡を行いエラーの解消を図る必要があると考えられる。 ・一括伝送データに基づき、地方税共同機構において地方団体に配信する収納情報（納付情報ファイル等）を作成するが、このデータ不備に起因する地方団体の消込エラーが発生した場合は、地方団体から地方税共同機構に連絡し、地方税共同機構において消込エラーの原因等の切り分けを行い、必要に応じて金融機関又は地方公共団体に連絡を行い、エラーの解消を図る必要があると考えられる。
4	納入済通知書の保管	金融機関窓口収納における、金融機関での納入済通知書の保管期間・保管方法を取り決める。	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関は、一括伝送データ送信後5営業日間、納入済通知書又はそのイメージデータを保管する。 ・金融機関窓口に備え付けられた端末を使用し、納税者自らがQRコードの読取り・納付操作を行う場合等、納入済通知書が金融機関の手元に残らない場合においては、納入済通知書本体又はイメージデータの保管を不要とする。 ・金融機関は、納入済通知書記載事項（領収日付を含む）の情報を7年間保管する。この場合に、納入済通知書記載事項の保管媒体、フォーマット及び形式は問わない。 ・金融機関は、納入済通知書記載事項として、納税義務者名等の全ての情報を保管することが望ましいが、一括伝送データ（に含まれる内容に係る情報）を保管することでも差し支えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MPN仕様により、納入済通知書については最低5営業日、一括伝送データについては7年間保管することが求められている。
5	証券（他店券を含む。）の取扱い可否について	地方税統一QRコードの印刷された納付書を窓口収納する際に証券（他店券を含む。）による支払いの可否について取り決める。	<ul style="list-style-type: none"> ・証券（他店券を含む。）による支払を可能とする。 ・金融機関の判断により、証券（他店券を含む。）による支払いを拒絶することも可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法及び地方公共団体の会計規則等においては、証券による支払を想定した規定がなされている。このため、地方税統一QRコードの付された納付書についても原則として証券による支払は可能とすることが適切と考えられる。 ・ただし、地方自治法施行令において、指定金融機関等は、当該証券（他店券を含む。）の支払いが確実でないことを認める場合には、これの受領を拒絶することも可能とされていることから、現在と同様、金融機関判断により受領を拒絶することも考えられる。

一括伝送方式事前取決事項一覧（案）

項番	項目	概要	取決事項（案）	考え方
6	証券（他店券を含む。）金額の通知要否	金融機関窓口において証券（他店券を含む。）による支払を受けた場合、証券（他店券を含む。）金額を収納機関に通知するか否かについて取り決める。	・一括伝送方式により納付情報を送信するものについては、証券（他店券を含む。）受領の旨及びその金額を地方税共同機構及び地方団体に通知することは不要とする。	—
7	不渡発生時の運用方法	金融機関窓口において証券（他店券を含む。）による支払を受け、当該証券が不渡となった場合の連絡方法・対処方法を取り決める。	・金融機関窓口において受領した証券（他店券を含む。）が不渡であることが判明した場合には、当該金融機関は対象の地方団体へ直接連絡する。 ・不渡発生時の詳細な取り扱いについては、地方団体の会計規則等の規定に準じて個別に協議の上対処する。	（対応例） ・連絡を受けた地方団体は、自団体の会計規則等の規定に準じて、証券不渡連絡票等の提出を金融機関に求める。 ・証券不渡連絡票送付後、地方団体は会計規則等の規定に準じて、納付書を再発行して納税者に再度送付する。 ・証券不渡連絡票送付後、金融機関は納税者等に連絡し、窓口収納時に交付した領収書の返還を受ける。 ・一括伝送データ送信後に不渡が判明した場合においては、当該不渡に係る収納金を地方団体から金融機関へ返金する。
8	収納金の入金日	金融機関から収納機関へのお入金日について取り決める。	・金融機関はMPN取扱日の3営業日後までに地方税共同機構口座へ入金する。 ※原則として、みずほ銀行に係る収納分は「2営業日後」、その他金融機関に係る収納分は「3営業日後」となる。またゆうちょ銀行については別途規定あり。	・現行の運用と同様（現行の地方税共通納税システムで既に取決めされている事項）で新たに取決めする事項でない。
9	消込電文・一括伝送データへの入金日の設定	消込電文・一括伝送データにお入金日の設定を行うか否かを取り決める。	・消込電文にお入金日は設定しない。	・現行の運用と同様（現行の地方税共通納税システムで既に取決めされている事項）で新たに取決めする事項でない。 （項目内容の詳細説明） ・「入金日」とは、金融機関から地方税共同機構へのお入金日をいう（地方団体へのお入金日ではない）。
10	詳細表示・詳細印字の実施有無	金融機関チャンネル上に表示・印字する詳細表示・詳細印字について実施有無を取り決める。	・詳細表示・詳細印字を実施しない。	・現行の運用と同様（現行の地方税共通納税システムで既に取決めされている事項）で新たに取決めする事項でない。 （項目内容の詳細説明） ・「詳細表示・詳細印字」は照会結果出力時もしくは支払処理完了後に、金融機関チャンネル（PC、モバイル、ATM）もしくはATM明細票に表示する内容。オンライン方式の場合に設定するものであり、一括伝送方式では応答電文がないため設定されない。
11	通帳印字内容	収納機関からの応答電文上のbit21またはbit22の内容を連絡する。	・一括伝送方式においては通帳印字は不要。	・現行の運用と同様（現行の地方税共通納税システムで既に取決めされている事項）で新たに取決めする事項でない。 （項目内容の詳細説明） ・資金引落口座通帳への印字を指す。オンライン方式の場合に印字されるものであり、一括伝送方式では印字しない。一括伝送方式では関係しない項目。
12	QRコード破損等による読取エラー時の処理方法	金融機関窓口収納の後、QR読取できないことが判明した場合の対応を取り決める。	・本検討会において検討	—

○意見照会により頂いたご意見で、事前取決め事項（又は事務取扱要領）に記載する可能性のある事項

- ・項目：支払期限を経過後の取扱い 内容：（軽）自動車税種別割に係る納税通知書に添付されている納税証明書の取扱い
今後の整理として掲載します。今後ご意見照会等差し上げる可能性もありますので宜しくお願い致します。